

おおさか地域創造ファンドによる支援事業計画

1. はじめに ～ファンド創設の基本的な考え方～

地域活性化のためには、それぞれの地域の技術や人材などの資源を活かした新しい事業を、地域自らが主体的、自発的に創り出すことが重要である。本ファンドは、こうした事業に取り組む中小企業等を、官民共同で応援する枠組みとして創設するものである。

府内の各地域では、海外の販路開拓をめざす地場製品のブランド化や、大学と中小企業の連携による新技術・新製品の開発、官民一体となった広域観光ルートの開発など、さまざまな事業の芽が出つつあり、市町村や商工会・商工会議所なども、これらを支援する取組みを進めているところである。

本ファンド事業は、こうした地域の支援力を結集して運営することとし、今後、地域との連携を密にし、本ファンド事業が呼び水となって、地域活性化につながるよう進めて行く。

2. 府の産業振興政策におけるファンドの位置付け

平成19年3月に策定した「大阪産業・成長新戦略」においては、今後10年で大阪が目指すべき将来像の実現に向け、大阪の長短期的経済の状況や産業の強み、大阪の活力等を踏まえ、これまでの取組みを重点化しつつ、大阪をあげて取り組むべき基本戦略を推進することとしている。そのための主な取組み方向の一つに「活力とにぎわいあふれる地域づくり」を設定するとともに、それを支援するための基金として「おおさか地域創造ファンド」の組成を位置づけたところである。また、同基金の設置・運営主体は、大阪府内において産業振興事業を展開している公益財団法人大阪産業振興機構(以下「振興機構」という。)とする。

[「大阪産業・成長新戦略」の抜粋]

□ 取組み5 「活力と賑わいあふれる地域づくり」

～多様な地域資源を活用した産業の振興～

分権化時代を迎え、産業振興、地域の活性化においても、事業者、住民に身近な市町村など地域が自らの主体性や独自性を発揮していくことが求められている。地域の産業や企業、大学など知的資源、まちなみや文化財などのさまざまな観光資源、そして地域の人材といった地域資源を活用して地域の活力を増していくことが、大阪の発展のために不可欠である。

このため、地域が主体となって活力とにぎわいを創出するための大阪独自の地域支援の仕組みを構築するとともに、さまざまな地域資源を活用した新事業創出や観光・集客促進に向けた地域の取組みを促進していく必要がある。

(主な取組み方向)

◆地域資源を活用した新たな事業創出と創業促進

- ・活力とにぎわいあふれる地域づくりを支援する基金「おおさか地域創造ファンド」の組成

3. 支援重点分野

本ファンド事業は、府内各地域の活性化を図るための「地域支援事業」と、府内全域の活性化を図るための「広域支援事業」に区分して実施することとし、支援重点分野については、次のとおりとする。

(1) 「地域支援事業」の支援重点分野

技術や人材、歴史、伝統など地域の資源を活かした新しい事業であり、地域の中小企業に広く波及効果を与えるなど地域活性化に資する事業で、地域活性化プランに適合した次の事業とする。

- ① 地場産業の技術・製品を活用した事業
- ② 観光文化資源を活用した事業
- ③ 農林水産資源を活用した事業
- ④ 地域人材を活用した事業
- ⑤ 地域の産学官連携による事業
- ⑥ その他上記に準ずる事業

(2) 「広域支援事業」の支援重点分野

- ① 「地域支援事業」で支援する事業等で地域を越える広域的な事業や、重点的に支援すべきプロジェクト
- ② (1)及び①で定めた事業に対する高度、専門的な観点からの支援事業

4. 助成対象者

助成対象者は次のとおりとする。

- (1) 大阪府内において創業を行う者又は大阪府内に主たる事業所等を有する中小企業者及び中小企業者のグループ
- (2) 中小企業者以外の者で大阪府内において自ら事業を行う者
- (3) (1)及び(2)の事業者を支援するものとして知事が認める広域支援機関

5. 助成対象事業の選定・支援方法

助成対象事業の選定・支援方法については、次のとおりとする。

(1) 「地域支援事業」の選定・支援方法

「地域支援事業」については、別表1のとおり府内8ヶ所に、市町村、商工会・商工会議所の参画を得て設置する「地域活性化推進協議会」を、助成対象事業の選定及び支援の実施主体とする。

本協議会は、地域の特性を踏まえ、助成対象とする重点分野等を定めた地域活性化プランを策定し、このプランに基づき事業を行なう。

① 選定方法

「地域活性化推進協議会」毎に助成対象事業を公募、選定する。選定に際しては、外部有識者等で構成する「助成事業選定委員会」を設置する。なお、本協議会が選定した事業については、本ファンドを管理する振興機構に外部有識者等の参画を得て設置する「ファンド事業審査委員会」の審査を経るものとする。

② 支援方法

助成対象事業については、本ファンドによる資金支援のほか、「地域活性化推進協議会」の構成団体を中心となって、経営支援など必要な支援を実施することとする。

(2) 「広域支援事業」の選定・支援方法

「広域支援事業」については、振興機構を、助成対象事業の選定及び支援の実施主体とする。た

だし、知事が振興機構以外の団体を広域支援機関として認めて実施するプロジェクトは、本広域支援機関を支援の実施主体とする。

また、府は本広域支援機関を公募するものとするが、支援するプロジェクトが専門的な分野であり、特定の団体が広域支援機関になるほうがより効率的・効果的な支援が期待できることが明らかの場合など、公募することが適当ではないと認められる場合は、公募によらなくてもよいものとする。

振興機構は、3(2)①に規定する「重点的に支援するプロジェクト」を実施する場合は、そのプロジェクトの特性を踏まえ、助成対象とする重点分野等を定めたプロジェクト実施プランを策定し、このプランに基づき事業を行なう。

①選定方法

振興機構において、助成対象事業を公募、選定する。選定に際しては、「ファンド事業審査委員会」の審査を経るものとする。なお、必要に応じて、地域活性化推進協議会からの推薦を受け、あるいは振興機構または振興機構以外の広域支援機関が自ら実施するなど、公募によらず助成対象事業を選定することができるものとする。

②支援方法

助成対象事業については、本ファンドによる資金支援のほか、「地域活性化推進協議会」の構成団体及び振興機構などにおいて、経営支援など必要な支援を実施することとする。

ただし、知事が振興機構以外の団体を広域支援機関として認めて実施するプロジェクトは、本広域支援機関が中心となって、経営支援など必要な支援を実施することとする。

6. 事業成果に係る目標

(1) ファンド事業の実施期間(10年間)終了後の成果目標については、次の指標とする。

①支援事業(プロジェクト)件数

500件

②支援事業(プロジェクト)の参加企業数

900社

③支援事業のうち創業した企業数

100社

④支援事業のうち中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を得た数

200件

なお、成果目標を補完する目標を別表2のとおり定める。

(2) 上記の成果目標の達成状況については、振興機構に設置する「ファンド事業審査委員会」において、毎年度、評価を受けるものとする。

(3) ファンド事業のうち、「地域支援事業」については、上記の成果目標に加え、「地域活性化推進協議会」において、可能な範囲で、独自の成果目標を設定し、同協議会において、毎年度、評価を行うものとする。

本支援事業計画は、平成19年6月8日から施行する。

本支援事業計画は、平成22年3月24日から施行する。

本支援事業計画は、平成23年4月1日から施行する。

本支援事業計画は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1

◎地域活性化推進協議会

協議会の名称	事務局	担当区域
大阪中央地域活性化推進協議会	大阪商工会議所	大阪市
豊能地域活性化推進協議会	豊中商工会議所	豊中市、池田市、箕面市、豊能郡能勢町、豊能郡豊能町
三島地域活性化推進協議会	吹田商工会議所	高槻市、茨木市、吹田市、摂津市、三島郡島本町
大阪北河内地域活性化推進協議会	北大阪商工会議所	枚方市、寝屋川市、交野市、守口市、門真市、大東市、四條畷市
大阪中河内地域活性化推進協議会	東大阪商工会議所	東大阪市、八尾市、松原市
大阪南河内地域活性化推進協議会	大阪府商工会連合会	柏原市、河内長野市、藤井寺市、富田林市、南河内郡河南町、南河内郡太子町、南河内郡千早赤阪村、羽曳野市、大阪狭山市
大阪泉北地域活性化推進協議会	堺商工会議所	堺市、高石市、泉大津市、和泉市
泉南地域活性化推進協議会	岸和田商工会議所	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南市、阪南市、泉南郡岬町

別表 2

◎支援事業計画の成果目標を補完する成果目標(短期・長期的な成果目標)

	成果指標	成果目標の内容	定 義	目標設定の根拠
短期 目標	事業化数	支援事業件数10年で、500件のうち、200件以上の事業化達成を目指す。	対象事業を収益の源泉となる事業として確立	経営革新支援事業費補助金 (H13~17実績) 企業化率：41社/124社 33.1%
	モニタリング調査	事業年度ごとにモニタリング調査を実施し、肯定的評価が80%以上であること。	事業の有用性	事業の有用性についてアンケート調査を行い、有用であった旨の回答が、80%以上であること。
長期 目標	付加価値増加率 (増加額)	事業化を達成した企業の付加価値増加率について、支援前と比較してファンド組成最終年度に10%以上の伸び率を目指す。	付加価値＝営業利益＋人件費＋減価償却費	助成事業終了(3か年事業が最も多い)後、平均2%/年の伸びを想定、事業化後の期間を平均5年と想定。
	新規雇用増加率 (増加数)	事業化を達成した企業の新規雇用増加率について、支援前と比較してファンド組成最終年度に10%以上の伸び率を目指す。	解雇の予告を必要とする者を雇用	助成事業終了(3か年事業が最も多い)後、平均2%/年の伸びを想定、事業化後の期間を平均5年と想定。